

加古川市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準

平成27年3月2日

福祉部長決定

第1 趣旨

この審査基準は、家庭的保育事業等について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）及び加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第2号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法第34条の15第2項の規定に基づき加古川市長が家庭的保育事業等を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

第2 用語の定義

この審査基準において使用する用語は、法、条例及び規則において使用する用語の例による。

第3 審査基準

審査基準は、項目に応じ、次に定めるとおりとする。

- 別紙1 社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について
- 別紙2 社会福祉法人による認可申請について
- 別紙3 保育所等との連携について
- 別紙4 衛生管理並びに利用乳幼児及び職員の健康診断について
- 別紙5 食事の提供について
- 別紙6 家庭的保育事業所等内部の規程について
- 別紙7 苦情への対応について
- 別紙8 保育室等の面積について

別紙9 屋外遊戯場について

別紙10 建物の構造及び設備について

別紙11 職員配置基準上の従事者数について

第4 施行期日等

- 1 この審査基準は、決定の日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までに限り、第1中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条による改正後の児童福祉法」とする。

別紙1 社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について

社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 法第34条の15第3項第1号の「必要な経済的基礎を有する」とは、次に掲げるものをいうこと。

- 1 当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 2 家庭的保育事業所等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金その他安全性があり、かつ、換金性の高い形態により保有していること。
- 3 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業所等を設置する場合は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、(1)に掲げる基準については、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けて設置する場合には適用しないものとすること。
 - (1) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
 - ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
 - イ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
 - (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 法第34条の15第3項第3号の「実務を担当する幹部職員」とは、施設長、事務長その他これらに準ずるものをいうこと。

第3 法第34条の15第3項第3号の「社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当する必要があること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

(1) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(2) 保育所型事業所内保育事業にあつては、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(3) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

第4 上記に掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすことが可能であると認められること。

(1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第3号）第49条により準用された同規則第32条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）並

びに「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号。以下「平成26年12月12日通知」という。）別紙1の借入金明細書及び平成26年12月12日通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市が必要と認める書類

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、平成26年12月12日通知別紙1の借入金明細書、平成26年12月12日通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別紙2 社会福祉法人による認可申請について

社会福祉法人による認可申請に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 社会福祉法人については、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要とされていることから、当該事業を行うすべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。従って、国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合及び第2に掲げる場合を除き、当該事業を行うすべての施設について、基本財産として定款に明記されている必要があること。

第2 社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）については、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号）に基づき、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号）第1の1及び2に準じた取扱いとすること。この場合において、当該小規模保育事業を行う不動産については、第1の基準にかかわらず、基本財産として定款に明記する必要はないこと。なお、具体的な基準は次のとおりとすること。

1 既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所又は小規模保育事業を営む事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を営む場合

（1）当該小規模保育事業の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(4) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(5) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 既設法人以外の社会福祉法人が小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を営む場合

(1) 緊急に特定地域型保育に係る事業所の整備が求められている地域について、施設用地の貸与を受けて設置することが認められること。

(2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること

(4) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(5) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第3 社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人未満であるものに限る。）

については、社会福祉法に規定する社会福祉事業として位置づけられないことから、「社会福祉法人及び学校法人以外の者による認可申請について」第1の3の取

扱いとすること。

別紙3 保育所等との連携について

保育所等との連携に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 規則第3条に規定する連携は、連携協力を行う内容、費用その他必要な事項を明示した契約書、協定書その他の書面による合意によるものとする。

第2 規則第3条第1号に規定する利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎月1回程度の交流（合同保育）の機会を設けること。特に、集団保育の必要性が生じてくる2歳児については、毎月1回以上の合同保育を必須とすること。
- (2) 前号の交流は、当該連携施設内での交流及び通常保育内に限るものではなく、運動会、遠足、発表会等の行事を含むものであること。

第3 規則第3条第1号に規定する保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 園庭を利用させること。特に、2歳児については、毎月1回以上の園庭利用を必須とすること。
- (2) 家庭的保育事業者等からの保育に関する相談に対応し、助言すること。
- (3) 必要に応じて、身体測定機材、場所の提供又は合同実施の機会を設けること。
- (4) 必要に応じて、連携施設の嘱託医により、家庭的保育事業者等の嘱託医を確保すること。

第4 規則第3条第2号に規定する保育を提供することができない場合は、同号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭的保育事業所等の保育従事者の急病、冠婚葬祭又は研修受講
- (2) 利用乳幼児の急病、事故発生時等の対応支援

第5 規則第3条第3号の規定の取扱いは、次に掲げるものとする。

- (1) 優先的に入所できる枠は、家庭的保育事業所等の卒園児及び連携施設における継続利用児の人数が年度ごとに変動することを踏まえて、双方協議のうえ定めること。
- (2) 各年度ごとの優先入所枠は、連携施設の次年度向け入園申込みの手続きに配慮した時期に確定させることに努めること。

第6 次に掲げる連携協力については、必須とすること。

- (1) 集団保育を体験させるための機会の設定（上記第2関係）
- (2) 園庭利用の機会の設定（上記第3（1）関係）
- (3) 家庭的保育事業者等の保育相談への対応、助言（上記第3（2）関係）
- (4) 代替保育の提供（規則第3条第2号関係）
- (5) 利用乳幼児が満3歳に達した際の継続的な教育又は保育の提供（規則第3条第3号関係）

第7 連携協力の実施に際して事故が発生した場合及び契約・協定等に定める義務を履行しないため発生した損害について、家庭的保育事業者等と連携施設との間における危険負担、損害賠償の負担方法について定めること。

第8 連携協力の実施に際して事故が発生した場合に備え、家庭的保育事業者等及び連携施設双方の利用乳幼児の損害を補償対象とする保険に加入すること。

第9 規則附則第3項に規定する「連携施設の確保が著しく困難」とは、家庭的保育事業者が連携施設の確保に向けた協議・交渉等の回数、頻度及び内容等を総合的に勘案して判断するものとする。なお、当該規定により経過措置の適用を受ける

場合については、次の点に留意すること。

- (1) 連携施設確保に向けた協議結果報告書を提出する必要があること。
- (2) 経過措置は、例外的に適用される特例措置であることを十分理解し、適用期間中であっても、連携施設の確保に向けた協議・交渉等を継続する必要があること。
- (3) 経過措置の適用期間は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から5年を経過する日（以下「経過措置満了日」という。）までの間であることに留意すること。従って、経過措置満了日において連携施設を確保していない場合にあっては、法第58条第2項の規定に基づき、認可を取り消すこととなること。

別紙4 衛生管理等並びに利用乳幼児及び職員の健康診断について

衛生管理等並びに利用乳幼児及び職員の健康診断に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 規則第11条第1項に規定する飲用に供する水（調乳に使用する水を含む。）は、上水道又は簡易水道とすること。なお、これらの給水方式は、直結給水方式が望ましいこと。

第2 規則第14条第4項に規定する利用乳幼児の食事を調理する者については、毎月1回の検便を実施しなければならないこと。なお、食事を調理する者には、調乳する者を含むものとする。

第3 第2に規定する者のほか、家庭的保育事業所等の管理者及び乳児の保育を担当する保育従事者についても、毎月1回の検便を実施しなければならないこと。

別紙5 食事の提供について

食事の提供に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 規則第12条第1項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法は、調理業務について当該家庭的保育事業者が責任をもって行えるよう当該家庭的保育事業所等の職員により行われることが原則であること。ただし、家庭的保育事業所等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、当該職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、利用乳幼児の処遇の確保につながるよう十分に配慮し、当該調理業務を第三者に委託することを認めること。この場合における具体的な基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者は、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- (6) 施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、家庭的保育事業所等における給食の重要性を認識させること。

- イ 利用乳幼児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- エ 毎回、検食を行うこと。
- オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。なお、検便は、毎月1回以上実施するよう指示すること。
- カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- キ 随時、利用乳幼児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、利用乳幼児及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

(7) 受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- ア 家庭的保育事業所等における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
- ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
- エ 調理業務に従事する者は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
- オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。
- カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。なお、検便は毎月1回以上実施すること。
- キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

(8) 委託契約の内容、家庭的保育事業者等と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。なお、その契約書には、(7)のア、エ、オ

及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア 受託業者に対して、家庭的保育事業者等から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 家庭的保育事業者等は、受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため家庭的保育事業者等に損害を与えた場合は、受託業者は家庭的保育事業者等に対し損害賠償を行うこと。

第2 規則第13条に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供する場合は、次に掲げるものとする。

1 第1に掲げる基準を満たすこと。

2 規則第13条1項後段に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等とすること。

3 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。調理、運搬及び保管の方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）第4の2に準じた取扱いとすること。具体的には、次の基準を満たす方法とすること。

(1) 衛生面での安全確保

食事の運搬方式について、原則として冷凍（マイナス18℃以下）又は冷蔵（3℃以下）状態を保つこととされているのは、食中毒等、食品に起因する危害の発生を防止するためであり、(2)から(4)までに掲げる基準を満たす場合に限り、冷凍又は冷蔵以外の方式により運搬することも可能であること。また、運搬

時に限らず、調理時から喫食時まで衛生管理には万全を期すべく努めること。

(2) 調理方式

利用乳幼児の食事の提供の業務（以下「給食業務」という。）を家庭的保育事業所等外の調理加工施設を使用して行う場合の調理方式としては、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ及び真空調理（真空パック）の四方式があること。

なお、外部搬入による給食業務を行う場合にあっては、常温（10℃以上、60℃未満）での運搬は衛生面での不安が払拭できないことから、クックチル、クックフリーズ又は真空調理（真空パック）を原則とすること。ただし、クックサーブを行う場合には、調理加工施設が家庭的保育事業所等に近接していることを原則とし、この場合にあってはHACCPの概念に基づく適切な衛生管理が行われている必要があること。

ア クックチル

クックチルとは、食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却（90分以内に中心温度3℃以下まで冷却）を行い、冷蔵（3℃以下）により運搬、保管し、提供時に再加熱（中心温度75℃以上で1分間以上）して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がされた調理方法であること。

イ クックフリーズ

クックフリーズとは、食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍（マイナス18℃以下）により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱（中心温度75℃以上で1分間以上）して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

ウ クックサーブ

クックサーブとは、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供することを前提とした調理方法であること。

エ 真空調理（真空パック）

真空調理（真空パック）とは、食材を真空包装のうえ低温にて加熱調理後、急速に冷却又は冷凍して、冷蔵又は冷凍により運搬、保管し、提供時に再加熱

(中心温度75℃以上で1分間以上)して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

(3) HACCPの概念に基づく衛生管理

HACCP(危害分析重要管理点)とは、衛生管理を行うための手法であり、事業者自らが食品の製造(調理)工程で衛生上の危害の発生するおそれのあるすべての工程を特定し、必要な安全対策を重点的に講じることをいうものであること。

ア HACCPによる適切な衛生管理の実施

HACCPの概念に基づく衛生管理を行うに当たっては、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知)の趣旨を踏まえて実施すること。なお、前記通知に定められた重要管理事項以外に、危害分析の結果、重要管理点を必要に応じて定めること。この場合には、HACCPに基づき必要な衛生管理を行うこと。

イ 標準作業書

適切な衛生管理の実施を図るために、HACCPの概念に基づいて標準作業書を作成すること。

(4) 食事の運搬及び保管方法

ア 食品の保存

運搬及び保管中の食品については、次の(ア)から(エ)の基準により保存すること。

(ア) 生鮮品、解凍品及び調理加工後に冷蔵した食品については、中心温度3℃以下で保存すること。

(イ) 冷凍された食品については、中心温度マイナス18℃以下の均一な温度で保存すること。なお、運搬途中における3℃以内の変動は差し支えないものとする。

(ウ) 調理加工された食品は、冷蔵(3℃以下)又は冷凍(マイナス18℃以下)状態で保存することが原則であるが、中心温度が65℃以上に保たれている場合には、この限りではないこと。ただし、この場合には調理終了後から喫食

までの時間が2時間を超えてはならないこと。

(エ) 常温での保存が可能な食品については、製造者はあらかじめ保存すべき温度を定め、その温度で保存すること。

イ 包装

十分に保護するような包装がなされていない限り、食品を汚染させる可能性があるもの又は衛生上影響を与える可能性があるものと共に食品を保管又は運搬してはならないこと。

ウ 容器及び器具

食品の運搬に用いる容器及び器具は清潔なものを用いること。容器の内面は、食品に悪影響を与えないよう仕上げられており、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造であること。

また、食品を損傷又は汚染するおそれのあるものの運搬に使用した容器及び器具は、十分に洗浄消毒しない限り用いてはならないこと。

エ 車両

食品の運搬に用いる車両は、清潔なものであって、運搬中の全期間を通じて各食品毎に規定された温度で維持できる設備が備えられていること。また、冷却に氷を使用している場合にあっては、解けた氷が食品に接触しないよう排水装置が設けられていること。

第3 第1（施設内における調理業務の委託）及び第2（外部搬入による調理業務の委託）のいずれの場合においても、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育に関する計画（食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。なお、食育に関しては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発第0329001号）」を参考にすること。

別紙6 家庭的保育事業所等内部の規程について

家庭的保育事業所等内部の規程に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 規則第15条の家庭的保育事業所等内部の規程は、園則、運営規程として規定すること。なお、同条により定めることとされている事項について、全部又は一部について別途規定している場合は、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りること。

第2 規則第15条第2号に規定する提供する保育の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ家庭的保育事業等の特性に留意して、提供する保育のほか、障がい児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記すこと。

第3 規則第15条第5号に規定する保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第43条の規定を踏まえ、適切に記すこと。

第4 規則第15条第6号に規定する乳児、幼児の区分ごとの利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号のうち、乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記すこと。

第5 規則第15条第8号に規定する緊急時等における対応方法は、緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

第6 規則第15条第9号に規定する非常災害対策は、火災や地震などの、非常災害等

に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。

別紙7 苦情への対応について

苦情への対応に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 規則第18条第1項に規定する苦情への対応について、次のとおり必要な措置を講じること。

1 苦情の申出人の範囲について

苦情に対して家庭的保育事業者等において必要な措置を講じなければならないこととされた者には、利用者本人のほか、本人の苦情を代弁する家族及び代理人を含む「保護者等」が位置づけられるものであること。

なお、「保護者等」には、法第6条に規定する保護者のほか、以下のような者も含まれるものであること。

- (1) 利用乳幼児が施設に入所している等利用乳幼児と別居しているため、現在は児童を監護していない親権者
- (2) 利用乳幼児に親権者がいない等により未成年後見人に選任された者

2 必要な措置の内容

「窓口を設置する等の必要な措置」とは、次に掲げるものをいうこと。

- (1) 家庭的保育事業所等の管理者が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 家庭的保育事業所等内における苦情解決のための手続を明確にすること。
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の利用者、保護者等及び当該家庭的保育事業所等の職員等に対して周知すること。

3 苦情解決のための手続

2(2)における「苦情解決のための手続」とは、次に掲げる手続を基礎として各家庭的保育事業者ごとに検討すること。

- (1) 入所者等からの苦情を受付ける。
- (2) 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該利用者等の意向等の確認を行う。
- (3) 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を家庭的保育事業

所等の管理者等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。

(4) 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。

(5) 苦情を申し立てた利用者等に対して、苦情への対応内容について通知する。

4 手続の明確化

2 (2) における「手続の明確化の方法」として、各家庭的保育事業所における苦情の処理に関する規程を整備すること。

5 周知の方法

家庭的保育事業所等内の分かりやすい場所に掲示することや、利用開始時等の機会をとらえ、利用者等に直接説明すること。

第2 苦情への対応に当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）」による「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」を参考にすること。

別紙8 保育室等の面積について

保育室等の面積に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 家庭的保育事業等（保育所型事業所内保育事業を除く。）を行う場合の居室面積基準は、次に掲げるとおりとすること。

1 認可申請を行う場合における面積基準の取扱い

当該家庭的保育事業所等における利用乳幼児の年齢別定員により、0歳児及び1歳児は「乳児室又はほふく室」を、2歳児は「保育室」を確保すること。なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に十分留意した運営とすること。

2 指導監督を行う場合における面積基準の取扱い

設置後に指導監督を行う場合においては、指導監督を行う時点において、当該家庭的保育事業所等で保育する利用乳幼児の年齢により必要となる面積が確保されるよう、指導監督を行うことに留意すること。

第2 保育所型事業所内保育事業を行う場合の居室面積基準は、次に掲げるとおりとすること。

1 趣旨

0歳児及び1歳児の居室面積基準については、子どもの発達段階に応じて乳児室又はほふく室を設けることを求める趣旨であること。具体的には、年齢によらず、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の1人当たり1.65㎡という基準が、子どもが自らの意思でほふくにより動き回るができる発達段階に至った時点でほふく室の1人当たり3.3㎡という基準が、それぞれ適用となること。

2 認可申請を行う場合における面積基準の取扱い

当該家庭的保育事業所等における0歳児及び1歳児の定員のうち、ほふくをしな

い子どもと、ほふくをする子ども（立ち歩きを始めた子どもを含む。以下同じ。）の内訳（見込み）に基づき、ほふくをしない子どもに対しては乳児室を、ほふくをする子どもに対してはほふく室を確保すること。

乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡の面積を確保すること。この場合、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に十分留意した運営とすること。

ほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳（見込み）については、下記の事項に留意すること。

- (1) 一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること。よって、認可の申請時点では、1歳児の定員の全てを「ほふくをする子ども」として算定すること。
- (2) 一般に、0歳児にあつても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられること。なお、認可の申請時点において、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもの実数が把握できない場合は、0歳児の定員の3分の1以上を「ほふくをする子ども」として算定すること。

3 指導監督を行う場合における面積基準の取扱い

設置後の指導監督を行う場合においては、指導監督を行う時点において、当該家庭的保育事業所等で保育する0歳児及び1歳児のうち、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡が確保されるよう、指導監督を行うことに留意すること。

別紙9 屋外遊戯場について

屋外遊戯場に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 家庭的保育事業所等の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を利用できる場合については、次のとおり取扱うこと。

1 土地の確保が困難であり、家庭的保育事業所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合に、必要な保育の提供体制を確保する観点からやむを得ず認めるものであること。

2 屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであること。

(1) 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること

(2) 保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。従って、移動時の幼児の安全性が確保できる場合に限り、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。

(3) 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権原を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

(4) (3) の場合において、当該所有権を有する者及び当該公園、広場、寺社境内等の維持管理を行う者の指示等に従って利用すること。

第2 屋上を屋外遊戯場として利用する場合にあつては、「別紙10 建物の構造及び設備について」第5に掲げる基準を満たす必要があること。

別紙10 建物の構造及び設備について

建物の構造及び設備に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 建物の構造及び設備に関する基準は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、規則第4条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保に万全を期すること。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、規則第4条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(2) 保育室等を複数階に亘り設ける場合の基準については、その家庭的保育事業所等の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(3) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮すること。

第2 第1に掲げるもののほか、保育室等を2階以上に設ける場合については、次に掲げる基準を満たすこと。

1 耐火建築物、準耐火建築物について（規則第25条第7号ア、第29条、第30条第2項、第40条第8号ア、第45条）

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によるものは認められないこと。

2 設置しなければならない常用又は避難用の施設又は設備について（規則第25条第7号イ、第29条、第30条第2項、第40条第8号イ、第45条）

(1) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(2) (1)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、合わせて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

(3) (2)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

ア バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

イ 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料とすること。

ウ 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

(4) 待避上有効なバルコニーは、次の要件を満たす構造とする必要があること。

ア バルコニーの床は準耐火構造とすること。

イ バルコニーは十分に外気に開放すること。

ウ バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

エ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

オ バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね

1 / 8 以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

(5) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に規則第4条第1項に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。

(6) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。

(7) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。

(8) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないように安全確保に留意すること。

3 転落防止設備について（規則第25条第7号カ、第29条、第30条第2項、第40条第8号カ、第45条）

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。

第3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

1 設置しなければならない常用又は避難用の施設又は設備について（規則第25条第7号イ、第29条、第30条第2項、第40条第8号イ、第45条）

(1) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(2) (1)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、第2の2(2)及び(3)と同様であること。

(3) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

2 1に掲げる施設及び設備の位置について(規則第25条第7号ウ、第29条、第30条第2項、第40条第8号ウ、第45条)

(1) 階段については、避難上有効な位置に設置する必要がある、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないように留意すること。

(2) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下とすること。この場合において、距離は直線距離でなく、歩行距離とすること。また、その測定は、保育室等の最も遠い部分から行うこと。

(3) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

3 調理設備を有する部分とその他の部分の区画について(規則第25条第7号エ、第29条、第30条第2項、第40条第8号エ、第45条)

(1) 類焼又は家庭的保育事業所等内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、家庭的保育事業所等の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、規則第4条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、家庭的保育事業所等の調理室以外の部分を当該建物の家庭的保育事業所

等以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(2) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(3) (1) の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

なお、自動消火装置の構造については、調理用器具の種類に応じ、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年12月10日消防予第331号）に基づくものとし、その設置に当たっては加古川市消防本部の指示に従うこと。また、外部への延焼防止措置として、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けること。

(4) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(5) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(6) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

4 仕上げを不燃材料でしていることについて（規則第25条第7号オ、第29条、第30条第2項、第40条第8号オ、第45条）

家庭的保育事業所等の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でなければならないこと。

5 転落防止設備について（規則第25条第7号カ、第29条、第30条第2項、第40条第8号カ、第45条）

第2の3と同様であること。

6 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備について（規則第25条第7号キ、第29条、第30条第2項、第40条第8号キ、第45条）

（1）非常警報器具又は非常警報設備は、家庭的保育事業所等内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

（2）消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

7 可燃性設備の防災処理について（規則第25条第7号ク、第29条、第30条第2項、第40条第8号ク、第45条）

家庭的保育事業所等内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防災処理を施すこと。

第4 保育室等を4階以上の階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

1 設置しなければならない常用又は避難用の施設又は設備について（規則第25条第7号イ、第29条、第30条第2項、第40条第8号イ、第45条）

（1）階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

（2）（1）の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

（3）（1）の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡する

こととし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(4) (3) の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、第2の2(3)の各要件を満たすものであること。

(5) (3) の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(6) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(7) 屋外傾斜路については、第3の1(3)と同様であること。

2 その他の基準について(規則第25条第7号ウからクまで、第29条、第30条第2項、第40条第8号ウからクまで、第45条)

3の(2)から(7)までと同様であること。

第5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋

上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、規則第25条第5号、第29条、第30条第2項、第40条第6号及び第45条に基づく最低基準の規定によるほか、次の基準を満たすよう努めること。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。ただし、構造その他の理由によりこれらの施設を設けることが困難な場合は、代替措置を検討すること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

第6 その他

- (1) 人工地盤及び立体的遊歩道が、家庭的保育事業所等を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあつては、最低基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (2) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の家庭的保育事業所等を設けようとする場合にあつては、法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出

が必要であること。

別紙11 職員配置基準上の従事者数について

職員配置基準上の従事者数に係る審査基準については、次のとおりとする。

第1 職員配置基準における定数上の保育従事者数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育従事者を確保することが原則であり、望ましいこと。ただし、事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合は、短時間勤務の保育従事者を充てても差し支えないものとする。なお、具体的な基準は次のとおりとすること。

- 1 常勤の保育従事者とは、1日6時間以上かつ1ヶ月20日以上勤務する職員をいうこと。従って、短時間勤務の保育従事者とは、1日6時間未満又は1ヶ月20日未満の保育従事者をいうこと。
- 2 職員配置基準上の定数の一部に短時間勤務の保育従事者を充てる場合は、次の基準を満たす必要があること。
 - (1) 常勤の保育従事者が各組や各グループに1名以上（職員配置基準上の定数が2名以上の場合は、2名以上）配置されていること。
 - (2) 常勤の保育従事者に代えて短時間勤務の保育従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。
- 3 上記2の基準のほか、次の点に留意すること。
 - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育従事者の職務の重要性及び規則第6条に基づく職員の知識及び技能の向上等に係る努力義務にかんがみ、勤務形態にかかわらず各種研修への参加機会の確保等に努めること。
 - (2) 労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育従事者が生ずることのないよう留意すること。